

答 申 書  
( 答申第 6 0 号 )  
平成 1 5 年 5 月 2 9 日

---

1 審査会の結論

上川支庁が発注する農業農村整備事業に関して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち公正取引委員会還付資料一覧の本庁56番の1及び本庁57番の文書について、別紙1の右欄で審査会が非開示と判断した部分は妥当であるが、同欄で開示と判断した部分は、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の内容は、公正取引委員会による平成12年5月15日付け勧告書(平成12年(勸)第7号及び同第8号)に関して上川支庁が発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事の施工業者等に対して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式(以下「本件資料」という。)である。

イ 本件資料は、平成11年10月20日、上川支庁が発注する農業農村整備事業に関し、公正取引委員会の立入調査の際に提出を命ぜられたものであり、その後、平成14年4月11日に、同委員会から還付されている。

ウ 本件資料は、ロッカーや机などに入っていたもので、形態としてはファイリングされていたもののほか、封筒にバラ入れのものやクリップ止めのものなどで、その種類も発注目標額を記載した調整表、再就職に関する資料、企業からの人材要請書、個人の執務参考資料、職員録等の冊子、刊行物、メモ、個人の手帳・ノートなど多種多様なものであった。

なお、本件資料には、決裁・報告等の手続を経て管理されているものはなかった。

エ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件資料269件(農政部関係分174件、上川支庁関係分95件)の内容を点検し、公文書191件、補助的文書82件及び私物39件(269件の文書には様々な文書が存在することから、文書を細分類したものがあつたため、分類後の件数は269件とは一致しない。)に分類した。

オ この分類をもとに、実施機関は、農政部関係分及び上川支庁関係分それぞれについて、平成14年6月4日、公文書と分類されたものについては開示ないし一部開示決定処分を、補助的文書及び私物に分類されたものについては不存在通知を行った。

このうち、本件諮問事案に係る対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、実施機関が農政部関係分について公文書と分類したもののうち公正取引委員会還付資料一覧の本庁56番の1の文書(以下「本庁56-1」という。)及び同資料一覧の本庁57番の文書(以下「本庁57」という。)である。

本庁56-1は、「平成11年度勸奨退職者名簿」、「承諾書」及び「確認書」からなり、本庁57は、「割愛依頼書」、「要請（メモ）」、「農政部職員要請一覧表」、「後任についてのお願い」、平成9年6月11日付けの後任職員の協力依頼に関する報告メモ（以下「報告メモ」という。）などからなっている。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち本庁56-1については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、本庁57については、1号情報又は同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行っており、異議申立人が本件処分のうち別紙1の「異議申立ての対象情報」欄に掲げる非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）の取消しを求めていることから、本件処分のうち、当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

なお、実施機関が2号情報に該当するとした情報については、異議申立ての対象となっていないことから審議の対象とはしなかった。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 本庁56-1について

(ア) 本庁56-1のうち「平成11年度勸奨退職者名簿」（以下「本件名簿」という。）には、勸奨退職予定者に係る退職年月日、所属、職名、最終役職名、氏名、年齢、再就職先、電話番号、就職予定年月日及び再就職先の役職名が記載されている。

なお、電話番号及び再就職先の記載がない退職予定者に係る情報については、異議申立ての対象とはなっていない。

(イ) 実施機関は、本件名簿は、人事異動の検討の際の資料として、自己の都合や再就職先が内定したことなどにより勸奨退職を予定する者について整理したものであって、作成の時点では不確定な情報も含まれており、個人的な理由により早期退職することは、通常他人に知られたいと認められるため、当該名簿全体が1号情報に該当する旨主張する。

(ウ) 本件名簿は、人事異動の検討の際の資料として勸奨退職の予定者を整理したものであると実施機関は主張するが、本件名簿には、再就職先やその役職名、就職予定年月日等も記載されているものであり、また、平成11年当時、道において民間企業に再就職する場合、「民間企業に再就職する者の取扱い」（平成6年2月1日及び平成10年12月21日付け総務部長通知）によることとされており、再就職が決定したときには、「民間企業への再就職報告書」に「確認書」及び「承諾書」を添付して総務部長に提出することとされているが、本件名簿には、「民間企業への再就職報告書」に添付することとされている「確認書」及び「承諾書」が一体となつて綴られていることなどを勘案すると、本件名簿は再就職に関する文書とも解する

ことができるものである。

また、実施機関の説明によれば、本件再就職先等については、ある程度、再就職先が内定しないと記載できないものであり、実態としては、当該名簿の記載のとおり再就職しているとのことであった。

したがって、本件名簿は、再就職に関する文書とも解することができ、また、実施機関が主張するように、当該名簿が作成された時点では不確定な情報が含まれていたとしても、実態として当該名簿の記載のとおり再就職していたと認められることから、少なくとも、当該再就職情報については、当審査会の答申第8号（平成10年12月7日）や答申第32号（平成12年7月24日）の考え方に沿って開示・非開示の判断をすべきであると考えます。

- (イ) 当審査会の答申第8号以前は、道における民間企業等へ再就職した者に係る情報の扱いについては、氏名や退職時の所属、職名、退職予定年月日を開示し、再就職先の法人の名称や再就職先における役職名等を非開示としていた。答申第8号においても、その対象公文書である「民間企業への再就職報告書」のうち再就職した者の氏名等を開示していることから、「退職した後の再就職先等に関する情報については、社会通念上、個人の生活にかかわる情報であり、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当」し、非開示が妥当とされたが、「本件公文書が行政と民間企業の健全な関係を維持することを目的として作成されたという経緯を考慮すると、むしろ法人の名称等を開示する方向で検討すべきであった」との意見が付されたことから、現在では、氏名等を非開示とし、退職時の所属及び職名並びに再就職先の法人の名称及び当該再就職先での役職名等を開示することとしている。

また、答申第32号の「農業農村整備事業の年間受注目標額表」（以下「受注調整表」という。）中の「OB欄（氏名・生年月日・年齢）」についても、「本件個人の氏名を開示すると、本件個人が元道職員であること及び本件個人の道退職後の再就職先が明らかになる。一般に個人の職歴及び勤務先については、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当する。そして、本件個人においては、職歴が元道職員であるということ及び勤務先が道を退職した後の再就職先であるということも考慮しても、実施機関において、道の推薦等により再就職した者の再就職先に関する情報を公表していない現状からすると、なお1号情報に該当する」とものと判断し、再就職した者の氏名等については、非開示とされているところである。

なお、答申第32号の対象公文書となった受注調整表は、当該調整表1枚を除き、平成11年10月20日に公正取引委員会の立入調査の際に本件資料の提出を命ぜられたことなどから、実施機関は、農政部農政課において管理されていた当該調整表1枚のみを対象公文書として特定し、非開示決定処分を行い、異議申立ての対象となったものであった。

- (オ) 以上のことを踏まえて本件名簿について検討してみると、本件名簿は、答申第32号の対象公文書である受注調整表と同種の公文書といえるものであり、また、実施機関は現在においても再就職した者の再就職先に関する情報を公表していないことを踏まえると、氏名については、これを開示すると、当該個人の道退職後

の再就職先が明らかとなり、そのことは、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められ、なお1号情報に該当するものと判断する。また、年齢については、特定の個人に関する情報であり、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

しかしながら、勸奨退職予定者に係る退職年月日、所属、職名、最終役職名、再就職先、就職予定年月日及び再就職先の役職名については、(エ)で述べたとおり、開示することが妥当である。

- (カ) 「確認書」は、道と再就職先との間で、再就職予定者について、入社後1年間は道に対する営業活動に従事させないことを確認するものであり、「承諾書」は、再就職予定者である職員から、再就職後1年間は道に対する営業活動に従事しないことを確認するものである。本件非開示部分として、「確認書」には入社予定職員名が、「承諾書」には氏名及び印影が記載されている。

これらの情報を開示すると、当該個人の道退職後の再就職先が明らかとなり、そのことは、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

ウ 本庁57について

- (ア) 実施機関は、本庁57は、会社等から道に提出された職員招へいに関する依頼文書等で、氏名、職名、経歴等が記載されており、特定個人が識別される情報で通常他人に知られたくないと認められるため、1号情報に該当する旨主張する。

- (イ) 本庁57に係る本件非開示部分として、「要請(メモ)」には、企業が入社を希望する道職員名及び当該企業の担当者名が、「農政部職員要請一覧表」中の「在社OB」欄には、OBの道退職時の職名、氏名及び再就職先の役職名が、「後任についてのお願い」には、道職員名、OBの再就職先における役職名、氏名、入社年月及び退職予定年月が、「報告メモ」には、道職員名、OBの氏名、年齢、経歴、道退職年月、再就職先の役職名、年俸、雇用条件等が記載されている。

なお、実施機関の説明によれば、「要請(メモ)」、「後任についてのお願い」及び「報告メモ」に記載されている道職員名については、当該文書に記載のとおり再就職している者はいなかった。

- (ウ) これらの情報のうち「農政部職員要請一覧表」のOBの氏名、「後任についてのお願い」のOBの氏名、「報告メモ」のOBの氏名及び年齢については、イの(オ)と同様の理由により、1号情報に該当するものと判断する。

「要請(メモ)」、「後任についてのお願い」及び「報告メモ」に記載されている道職員名については、当該文書に記載のとおり再就職している者がいなかったことからすれば、当該文書に記載の企業は、再就職先の一つとして検討されたものにすぎず、このことは、当該個人にとって、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

「要請(メモ)」の企業の担当者名については、これを開示すると当該個人の勤務先が明らかとなる情報であり、また、「報告メモ」の年俸、経歴、雇用条件等については、所得や職歴等に関する情報であり、これらの情報は、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

「後任についてのお願い」の退職予定年月は、道を退職する予定年月ではなく、OBの再就職先企業における退職予定年月であると認められ、再就職後の当該個人の雇用条件に関する情報であることから、社会通念上、通常他人に知られたくないと認められるので、1号情報に該当するものと判断する。

しかしながら、「農政部職員要請一覧表」のOBの道退職時の職名及び再就職先の役職名、「後任についてのお願い」の再就職先における役職名及び入社年月並びに「報告メモ」の道退職年月及び再就職先の役職名については、イの(エ)で述べたとおり、開示することが妥当である。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(4) 本件処分に対する意見について

国は、再就職の透明性を確保するため、平成12年12月から、各省庁が課長相当職以上の者の再就職状況（当該職員の氏名、退職時官職、退職日、再就職先名、役職等）を公表しており、さらに、平成14年度からは、公表の対象となる退職者の範囲を「課長相当職以上」から「企画官相当職以上」に拡大しているところである。

この「企画官相当職」に支給される俸給の特別調整額（管理職手当）は、俸給月額に100分の20を乗じて得た額とされているが、道において、「企画官相当職」と同率の管理職手当が支給される職員は本庁課長相当職となる。

また、道においては、職員の再就職状況について、毎年度、道議会の決算特別委員会に氏名を除き報告しているが、報告の対象とされている再就職者の範囲は本庁課長相当職以上の者である。

実施機関が再就職した者の再就職先に関する情報を公表していない現状からすれば、再就職した者の氏名は1号情報に該当するとして非開示としたことはやむを得ないものと判断するが、国の公表状況、「企画官相当職」と同率の管理職手当が支給される職員は本庁課長相当職であること、道議会の決算特別委員会における再就職状況の報告対象などを勘案すると、職員の再就職の透明性をより一層確保する見地から、再就職をする本庁課長相当職以上の者については、今後、その氏名を含め、再就職状況を公表することなどについて早急に検討すべきである。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年6月21日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 公文書開示決定期間延長通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出</p>
平成14年6月24日	新規諮問事案の報告
平成14年9月11日 （第48回全体審査会）	<p>実施機関から本件処分の理由を聴取</p> <p>異議申立人の意見陳述</p> <p>本件諮問事案の審議を第一部会に付託</p>
平成14年11月18日 （第一部会）	審議
平成14年12月3日 （第一部会）	審議
平成15年2月24日 （第一部会）	審議
平成15年3月17日 （第一部会）	審議
平成15年4月14日 （第一部会）	審議
平成15年5月12日 （第一部会）	審議
平成15年5月27日 （第52回全体審査会）	答申案審議
平成15年5月29日	答申